

## 令和6年度第2回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日 時 令和6年10月29日（火）9時30分～11時

2 場 所 奈良経済会館 5階大会議室

3 出席者 【委 員】10名

【事務局等】17名

### 4 議 事

(1) 奈良県いじめ防止基本方針の改定について

(2) 「気付き見守りアプリ」活用に関するアンケートの集計結果と今後について

### 5 概 要

【会長代理】〔資料2に基づいて説明〕

会長が少し遅れて到着されるとのことで、議事を入れ替え議事2から協議する。「気付き見守りアプリ」活用に関するアンケートの集計結果と今後について、報告する。

アプリ開発に関わった者以外の研究者に協力いただき、アンケートについて分析していただいた。

回答は、校長と生徒指導主担当にいただいた。校長で14.4%、生徒指導主担当で20.9%が、アプリについて有意義に使用されているとは「全く思わない」と回答していた。一方、校長で30.3%、生徒指導主担当で13.7%が有意義に活用されていると「思う」と回答していた。

この回答は、校長等の期待感（あるべき活用度）と実際の活用度の認知のズレを示すので、「どのくらいのレベルで有意義な活用と考えるのか」も調べるべきであった。また、「活用されていると思わない」実態について「仕方ない」と考えているのか「改善しなくてはいけない」と捉えているのかについても質問する必要があった。

また、水準チェックの登録のしやすさについては、校長、生徒指導主担当ともに、3割程度が「水準チェックの登録」「水準チェックの閲覧」「事案経過記録の記録」「事案経過記録の閲覧」について「しにくい」「とてもしにくい」と感じているようだ。

その他、自由記述から、「画面を表示するまでの待ち時間が長い」「アプリに記入するという手間がかかる」「アプリのチェック作業が従来のものと重複することで業務過多になっている実態がある」「当てはまる項目がなく、その他ばかりになる」「学校の実態に合っていない」などの記述が散見された。

校長、生徒指導主担当ともに、アプリ活用への期待が高いほどアプリの導入によっていじめ対策の効果があつたと思っている（かなり強い相関）。校長のみ、いじめに対する教師効力感が高いほどアプリに期待していない（弱い相関）。生徒指導主担当のみ、いじめに対する教師効力感が高いほどアプリの導入によるいじめ対策の効果を感じているようである（弱い相関）。

この結果を踏まえて、改善していきたい。また、うまく活用できている学校の知見を広く共有していきたい。

【A委員】

いじめの件数の多少で、単純に評価できないとは思いますが、校長がアプリを活用しなくても教職員がしっかり対応できると思っている学校について、いじめの件数はどうなっているのか。

【会長代理】

「思っている」学校も、本当にいじめ対応が十分にできているのかどうかは、保障できない。教職員の

異動などがあっても、学校全体で安定的にいじめに対応できることが大切だ。ご指摘の点も今後のデータで見ていきたい。また、このアプリ以外のシステムを使用している市町村に、それを見せていただくようお願いしようと思う。

【事務局】

8月に改訂されたいじめ重大事態の調査に関するガイドラインにも、平時より記録を取り共有することが大切だと明記されている。それには、このアプリが非常に有効だと各校に伝えている。ただ、市町村独自でこのアプリのようなものを使用しているところもあるので、強制はできない状況だ。その内容も確認しながらよりよいものになるように進めていきたい。

【B委員】

このアプリをうまく活用している学校ほど、重大事態が少ないというような結果は出ているのか。

【事務局】

アプリを使用しているのは公立小学校等なので、把握できていない。学校から報告されている認知件数の変動が、アプリによるものかわからないので、検証の方法は今後の課題である。

【会長代理】

いじめの重大事態が発生した時に、もともといじめとして認知できていなかったというケースは無いようにしていきたい。この「アプリの活用度」と「重大事態になった時に既にいじめとして認知し対応できていたかどうか」の関連についても、しっかりと見ていきたい。

【A委員】

いじめの重大事態等の全国的な調査は、あるのか。奈良県の実態もわかるか。あれば、アプリとの関係も含めて今後見せていただきたい。

【事務局】

今、手元にはない。

【会長代理】

本日いただいたご意見を踏まえて、今後も調査していきたい。また、他府県の状況についても情報を集めたいと思う。では、会長と交代する。

【会長】

では、議題1に入る。令和6年8月に県から公表されたいじめ重大事態事案の当事者であり私立学校でいじめを受けられた本人からご意見を伺う。委員以外のものに係る協議会の出席要否については、奈良県いじめ対策連絡協議会条例第7条に、「会長は必要があると認めるとき、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる」と規定されている。今回いじめ被害を受けられた本人から、いじめ被害のトラウマの深刻さ等について、協議会の場で意見を述べたい旨の要望書が提出された。これを受けて、相談の上、いじめ被害を受けた本人が出席すること、いじめ事態への理解を深めることに寄与する意見を伺えること等を勘案し、本日出席いただく判断をさせていただいた。

これから本人にお話いただき、のちほど委員から質疑応答の時間を設けたい。ただし当事者の方はそれ以降の議事について参加できない。また本人以外の方は、関係者に該当しないので、同席の方は発言できないが了解願いたい。それでは、発言をどうぞ。

【関係者】

協議会での発言する権利をいただき感謝する。奈良県いじめ問題再調査委員会報告書の提言を「奈良県

いじめ防止基本方針」に反映されると聞き、当事者としての考えや思いを伝えたい。

まず、「いじめを行った児童生徒との接触を恐れる場合は、いじめを行った側の生徒の別室登校を検討する」の部分は、「検討」という曖昧な言葉ではなく、いじめを受けた生徒を守ることを厳守できるような文言が良いと思う。私は守ってもらえていると感じられず、死んでしまいたいと思い、外出するのも怖くなり、1年半ほぼ家から出ることができなかった。もし、加害生徒たちを別室登校にし、いじめは人権問題であると、この事象について在校生に説明していたら、私は復学できていた。

転居し、別の高校に入学して環境を変えても、体調不良は続き、今も心身の不調は続き PTSD になっている。ここに来て発言することも辛くしんどかったが、言わなきゃ変わらない・言っても変わらないかもしれないと不安に思いながら話している。

奈良県いじめ対策連絡協議会に再調査報告書の検証をして欲しい。検証し、いじめを止める・被害者を守るために曖昧な言葉ではなく、厳守するという強い言葉を使って「奈良県いじめ防止基本方針」を作って欲しい。公立・私立関係なく全てのこどもの命と未来を守ることができるよう基本方針にして欲しい。

3点質問したい。奈良県いじめ防止基本方針の中に、具体的な対応策などの記述はあるか。再調査報告書の見解を奈良県と学校に求めたいと思うがどうか。今後、具体的にどうしていくのか。

【会長】

徹底したいじめ対策が必要だというご意見には、同意する。

具体的な対応策については、この場では大きな方針を決め、学校現場に下ろし、学校で具体的に実施してもらっている。本協議会で協議した具体策として、さきほど協議したアプリの開発や、生徒指導と教育相談の一体化などがある。それらを学校現場に下ろし変わりつつある時期だと思うので、見守っていただきたい。加害生徒の別室登校など、基本方針に関するご意見は、この後の協議を経て、県と検討していきたい。

再調査報告書については、前回共有されている。当該校へのアプローチは協議会ではなく県が担当している。

【A委員】

加害生徒や被害生徒が別室登校になった際、リモート授業も良いと思うか。

【関係者】

加害生徒のリモートは良いと思うが、被害生徒の方は人それぞれだと思うが、孤独感が強まってしまう場合もある。

【C委員】

ご本人や保護者の方も大変な思いで過ごされたことと思う。我々はあなたの意見を尊重し議論をし、教育行政に伝えていく義務があると思う。勇気をもって発言されたことに感謝する。

【D委員】

教職員はいじめを受けた被害生徒の心情に寄り添い、ていねいに聴き取れるような感性を更に高めていく必要がある。

【関係者】

いろいろな通知文等で対応してくださっていることはわかる。ただ、学校現場に浸透しなければ、いじめ対応が適切に行えない。教職員への周知も大切だと思う。

【会長】

字面で読むのではなく、体験としてわかって欲しいということと理解した。これまでも周知しているがなかなか浸透していない学校現場もある。粘り強く進めていただきたい。

では、奈良県いじめ防止基本方針の改定について、事務局より説明をお願いする。

【事務局】〔資料1に基づいて説明〕

まず、前回の協議会で議論いただいた内容を振り返る。「いじめ防止基本方針」の「はじめに」から「第5章」までについて、①令和4年に改訂された生徒指導提要、②本協議会での各委員のご意見のまとめ、③令和6年8月に県から公表したいじめ重大事態の再調査報告書における再発防止に向けた提言、の3点を踏まえた改定案を県から提示させていただき、委員から意見をいただいた。

残り「第6章 重大事態への対処」については、国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂された後、本日の協議会で改定案を提示し意見をいただくことになっていた。

まず、前回協議会での意見を踏まえ、「はじめに」から「5章」を修正したので説明する。

「第3章 学校が実施する取組」の「2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」について、いじめ防止対策推進法22条の規定に基づき、学校におけるいじめ対策組織に外部専門家を加えることについて、「必要に応じて」ではなく、「原則として」と記載すべきである、とのご意見をいただいたので、記載を修正した。

多様性を認め合う、集団づくりの推進にかかる部分の文言について、教育委員会が策定している「人権教育の推進についての基本方針」における表現に合わせて修正した。

⑤について、「いじめ防止には、子どもたちの中に自己解決力が育っていることが重要。子どもたちの中に観衆や傍観者はたくさんいるが、仲裁者がいない。」と意見をいただいた。それを踏まえ、「観衆や傍観者を含む全ての児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等を通して自己解決力を育成する。」と追記した。

④いじめ事象の内容等を速やかに家庭及び学校の設置者へ報告の項目について、いじめの積極的認知が進む中、学校現場での対応については、実情に応じた柔軟性を持たせる表記とすべきとの意見があった。それを踏まえ、「原則」直接対面で複数名、「状況に応じて」管理職を含めて対応、との表記に変更した。

「いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒の別室登校なども検討します」の部分について、別室登校は被害児童生徒の登校を保証するための措置であり、いじめを行った児童生徒と接することを恐れている場合、まずは生活の中で接点を絶つような配慮事項の検討を行い、対策を講じた上でも加害児童生徒が怖くて登校できない場合には別室を検討するなどの段階的な措置が必要との意見があった。それを踏まえ、「できる限り接点を絶つような配慮や対策を講じ、それでも改善できない場合は」と追記した。

その下の箇所についても意見を踏まえ、いじめ被害児童生徒に転学する必要がある場合は、「いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると捉えて対応する必要がある」旨を明記した。

委員より「生徒指導提要では、子どもたちの卒業後の社会的自立を含め関係機関の連携が必要という文言があり、卒業したらそこで支援は終了ということにならないよう社会的自立を見据えているという文言があれば良い。」との意見があった。それを踏まえ、「社会的自立を目指した」という文言を追記した。

続いて、「第6章」の改定案について説明する。「現行のいじめ防止基本方針」「改定素案」「改定の考え方」の構成で整理している。

第6章は「重大事態への対応」に関する項目で、前提として、これまでもいじめ重大事態への対応は、国のガイドライン等により適切に対応することが求められていることを明記している。その上で、国のガイドライン改訂に合わせて文部科学省から発出された通知文等で示された6つの主な改訂箇所を中心に、県基本方針へ反映し赤字で示している。加えて、6つの主な改訂箇所以外で、県として重大事態への対応において学校の設置者及び学校に特に留意いただきたい点を青字で示している。

「2 重大事態に対する平時からの備え」を新たに項目立てした。これは国のガイドラインでも、新たに項目立てされている。全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が、校内のいじめ対応にあたって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、迅速に学校と設置者が連携して対応を取るための体制づくりについて記載している。

「3 重大事態を把握する端緒」については、従来から考え方が変わったものではないが、全国的にいじめの認知の遅れによっていじめ被害が深刻化するケースがあることから、国のガイドラインにおいても「児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について」追記されたところ。県の基本方針においても、重大事態への早期対応の重要性を改めて示し、学校設置者及び学校に確認いただけるよう新たに項目立てした。

次に、重大事態が発生した際の初動対応について記載した。重大事態調査を滞りなく開始するためには、初動対応において調査の進め方や調査組織など、対象児童生徒・保護者と情報共有する場面等が想定される。窓口となる担当者を決めて保護者へ対応するなど、対象児童生徒・保護者に寄り添った初動対応が、円滑な調査に繋がると考え追記した。

重大事態の調査を行う組織については、事前の説明不足により調査開始後に保護者等とトラブルになるケースもあり、国のガイドラインにおいて、調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケース等が示された。県の基本方針においても、児童生徒・保護者が学校の調査組織の構成に納得され、円滑な調査が実施されるよう追記した。なお、特に熟慮する必要性が高いとされている重大事態には原則として、第三者を加える旨を追記した。

「④いじめを受けた児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明」についても、調査開始前の説明不足により調査開始後に保護者等とトラブルになるケースを避けるため、「調査目的や調査の進め方を予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう、説明手順や説明事項」が国のガイドラインで詳細に示された。県の基本方針においても、丁寧な説明は児童生徒や保護者に寄り添った対応に不可欠との考えから、文言を追記した。

また、調査組織の構成についても、この段階で児童生徒・保護者が納得していることが必要であることを示した。

「重大事態調査の進め方」についても、国のガイドラインにおいて、標準的な調査項目や報告書の記載内容例が示されたので、県の基本方針にも文言を追記した。

上段の2カ所については、「3 重大事態を把握する端緒」に項目を新設し、内容が重複していることから削除した。

「調査結果の報告及び提供」の項目について、調査開始前に確認した調査事項以外であっても、新たに調査すべき事項が出てきた場合は、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査組織により追加調査することが望ましい旨を記載した。これは、国ガイドラインにも記載されているが、重大事態の報告書を受ける県としても留意いただきたいポイントとして記載した。

さらに、加害児童生徒及び保護者に対しても、調査報告書の説明を行うことを明記した。

「②調査結果を踏まえた再発防止」の項目については、重大事態の調査は責任追及が目的ではなく、当該いじめ事案と同種事案の再発防止が目的であり、実行性のある再発防止の取組を行えるよう再発防止策を作成のうえ、進捗管理や検証を行うことが望ましい旨を追記した。

また、「5 調査結果の報告を受けた知事等により再調査」に関する項目では、国のガイドラインで新たに示された再調査の三要件を掲載した。県として学校の設置者や学校の関係者に、よく理解いただきたい内容なので改めて示している。

再調査の結果説明については、必要に応じていじめを行った児童生徒・保護者への説明を行うことを追記した。

「6 調査結果の公表」の項目について、学校の設置者及び学校による調査結果について、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で、特段の支障がなければ公表することが望ましい旨を記載した。なお、知事等による再調査については、行政パブリシティの観点から、調査結果は原則公開する旨を記載した。県としては、調査結果を公表することにより、学校関係者だけでなく、保護者など広く一般に周知することができ、県内各学校における重大事態の再発防止に繋がるものと考えている。

【E 委員】

13 ページの「特段の事情がある場合」とは、どういう場合か。

【事務局】

例えば、保護者がそのようなことを望まない場合である。ただ特段の事情がある場合を除いては、原則は第三者を加えた組織となるようにと考えている。

【F 委員】

重大事態の2号について学校現場では、30日間の欠席という目安を硬直的に考えるような恐れがある。特に転学・転校は非常に重大な不利益である。30日を待たずに重大事態として動き出す必要がある場合もあることを、はっきり記載いただきたい。

【事務局】

我々も同じ認識である。ご意見を踏まえて検討したい。

【会長】

どうしても数字が一人歩きしがちなので、30日だけが目立たないように工夫していただきたい。

【A 委員】

関係者の発言に「いじめを行った児童生徒の別室登校なども検討します」という言い方では弱いという意見があったので、例えば「別室登校などのさらなる対策が必須である」とすればどうか。

「原則として」と何力所かあるが、原則では守らなくてもいいと捉えられる。また、「原則として」と記載する必要がないところもあるのではないか。

「医療機関等の民間団体」とあるが、民間団体でよいのか。

「学校の設置者または学校において窓口の担当者を決めて・・・」とあるが、両方に窓口があり連携しながら対応するような記載の方が良いのではないか。

【事務局】

「民間団体」は修正したい。

「原則として」については、従わなくてはいけないという理解をしており、理由もなくしないというこ

とは許されないという解釈で使用している。ただ、何でも「原則として」をつければよいということではないので再確認したい。

「学校の設置者または学校」というところは、学校や市町村などの設置者も大小さまざまであるので、それぞれの環境に応じて対応できるようにこのように整理したが、また検討したい。

別室登校などを「検討する」という文言についても、他の委員からのご意見も踏まえて検討したい。

【会長代理】

悪質ないじめの場合には、出席停止措置も必要になってくる場合があるが、それを「別室登校など」にくくっておくか、それとも出席停止措置も書き加えておく方がいいのか。

【A委員】

文言を強くすることに賛成する。

【E委員】

別室登校や出席停止に関しては、様々な要因が絡むと思う。そのような措置をする際は、しっかりとした評価を行った上で根拠を持って説明できるようにしておくべき。さらに、別室登校中にいじめに関する振り返りをどう行うのか、また学習保障についても記載する必要がある。

【G委員】

別室登校のところは、学習機会の保障という文言を入れると良い。

【B委員】

別室登校のところで、物理的な接点だけを絶ってもSNSが繋がっている場合がある。SNS等によるWebを介した接点についても記載したらどうか。

【会長】

様々な意見をいただいたが、時間となったのでこれ以降の意見は事務局の方に直接連絡していただきたい。

今後、改定案を議会に報告し、パブリックコメント等を経て令和7年3月に奈良県いじめ防止基本方針が改定される予定である。本日の意見を踏まえ事務局で改定案を作成し近日中に各委員に確認する。それ以降の修正協議については会長一任としてよろしいか。

【委員】

一任する。

【会長】

それでは本日の協議を終了する。

以上